

平成20年

# 高齢者総合相談センター 専門相談（シルバー110番）日程表

## 10月

**法律** 弁護士  
14日・21日・28日  
(第2・第3・第4 火曜日)

**医療** 医師  
10日 (第2 金曜日)

**人生** 学識経験者  
1日・15日  
(第1・第3 水曜日)

**相続登記** 司法書士  
2日 (第1 木曜日)

**高齢者の権利擁護や虐待に関する相談**  
社会福祉士 25日 (第4 土曜日)

**福祉用具・住宅改修相談**  
医療・福祉・建築の専門家  
18日 (第3 土曜日)

## 11月

**法律** 弁護士  
11日・18日・25日  
(第2・第3・第4 火曜日)

**医療** 医師  
都合により木曜日に変更  
13日 (第2 木曜日)

**人生** 学識経験者  
5日・19日  
(第1・第3 水曜日)

**相続登記** 司法書士  
6日 (第1 木曜日)

**高齢者の権利擁護や虐待に関する相談**  
社会福祉士 22日 (第4 土曜日)

**福祉用具・住宅改修相談**  
医療・福祉・建築の専門家  
15日 (第3 土曜日)

## 12月

**法律** 弁護士  
9日・16日 23日は祝日  
(第2・第3・第4 火曜日)

**医療** 医師  
12日 (第2 金曜日)

**人生** 学識経験者  
3日・17日  
(第1・第3 水曜日)

**相続登記** 司法書士  
4日 (第1 木曜日)

**高齢者の権利擁護や虐待に関する相談**  
社会福祉士 27日 (第4 土曜日)

**福祉用具・住宅改修相談**  
医療・福祉・建築の専門家  
20日 (第3 土曜日)

### 高齢者の消費者被害・多重債務の被害が多発しております

未然に防ぐには

- 家族や地域の見守り、気づき、声かけ
- 成年後見制度の活用
- 地域の高齢者に関する情報の収集

被害にあってしまったら

- ひとりで悩まず、家族や身近な人に伝える
- ひとりで判断しない
- 自分を責めない、あきらめないで相談する

相談にのってくれる人は

- 家族や親類
- 友人や近所の人
- 民生委員
- ヘルパー
- ケアマネジャー
- 警察
- 地域包括支援センター
- 消費者センター …などの人たちです



※ 普段の生活から被害防止への心がけが大切です

☆暮らしの一般相談は毎日受付しています（日曜、祝祭日は休みです）

☆専門相談（午後1時～4時）は予約が必要です

☆ご相談はすべて無料です

☆電話・来所・手紙などでご相談に応じます

どなたでもお気軽にご相談ください

☎ 018-829-4165へ

秋田県高齢者総合相談センター

財団法人 秋田県長寿社会振興財団 〒010-1412 秋田市御所野下堤 5-1-1 中央シルバーエリア

Eメールアドレス TOB05A01@wamnet.wam.go.jp LL財団ホームページ <http://www.akita-longlife.net/>